

# 木曾岬干拓地の都市的土地利用に関する調査・検討業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、木曾岬干拓地の都市的土地利用\*による有効活用を図るため、農業体験広場の暫定利用を行う事業者公募に向けた詳細の条件整理を行うとともに、南エリアの将来的な企業立地の動向等を調査・分析し、都市的土地利用計画の策定支援を行う業務を委託する者を選定するために実施する。

(\*) 木曾岬干拓地造成時の目的であった農業利用以外の産業や観光・レジャーなどでの土地利用のことを言う。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

木曾岬干拓地の都市的土地利用に関する調査・検討業務委託

### (2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月25日(水)まで

### (3) 業務内容

別紙「木曾岬干拓地の都市的土地利用に関する調査・検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

## 3 契約上限額

11,476,366円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 4 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。共同事業体での参加も可能とするが、その場合は、当該共同事業体の構成員が単独で参加することはできない。また、各構成員は次の条件をすべて満たすこと。

なお、以下の(1)については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(2)については、最優秀提案者決定後、「8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容」により確認する。

### (1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第一項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

- ① 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間

中である者でないこと。

- ② 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ③ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 企画提案コンペへの参加申請

本企画提案コンペに参加を希望する者は、次に掲げる(1)により「18 担当部局」あてに企画提案コンペ参加資格確認申請書等を提出するとともに、(2)により現場見学会に参加すること。

### (1) 参加資格確認申請書の提出

#### ① 提出書類

企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)1部及び同申請書3に記載の添付書類を提出すること。また、必要がある場合は、委任状(第2号様式)1部、共同事業体協定書兼委任状(第3号様式)をあわせて提出すること。

#### ② 提出期限

令和7年10月3日(金)10時まで(必着)

#### ③ 提出方法

「18 担当部局」へ持参または郵便、民間事業者による信書便によること(電子メール及びFAXでの提出は受け付けない。)

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「18 担当部局」に書類の受理確認を行うこと。

### (2) 現場見学会への参加

本企画提案コンペへの参加にあたり、以下のとおり開催する木曾岬干拓地の現場見学会に必ず参加すること。なお、現場見学会は三重県からの説明の場とし、参加者からの質問は受け付けない(質問は下記6(1)企画提案コンペに関する質問の受付及び回答によること。)

#### ① 開催日時

令和7年9月29日(月)・30日(火)の2日間

※各日、10時00分～11時00分、13時00分～14時00分、14時30分～15時30分の3枠とし、いずれか1回の参加とする。

なお、悪天候等により実施できない場合は、別途調整する。

#### ② 申込期限

令和7年9月26日(金)17時まで

#### ③ 申込方法

現場見学会参加申込書(第4号様式)を「18 担当部局」へ電子メールまたはFAXにて送付のうえ、電話にて受理確認を行うこと。

### (3) 参加資格確認結果

令和7年10月10日(金)までに電子メールにて通知する。

## 6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び別添の仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「木曾岬干拓地の都市的土地利用に関する調査・検討業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書類選考及びプレゼンテーション審査を実施し、最優秀提案を選定する。

### (1) 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

#### ①質問の受付期間

令和7年10月1日(水)17時まで(必着)

#### ②質問の提出

企画提案コンペに関する質問は、「18 担当部局」あてに、質問申請書(第5号様式)を電子メールにより提出のうえ、送信後に、必ず電話にて受信確認を行うこと。

なお、これまでの木曾岬干拓地の土地利用にかかる検討状況・取組の経緯については、次の三重県ホームページに掲載している。

【三重県ホームページ】[三重県|地域プロジェクト: 土地利用検討協議会](https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014676.htm)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014676.htm>

#### ③質問に対する回答

令和7年10月2日(木)に三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載する。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容にする回答ページを確認すること。

### (2) 企画提案資料の提出

#### ①提出期限

令和7年10月16日(木)17時必着

#### ②提出方法

企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとし、「18 担当部局」への持参、郵便または民間事業者による信書便によるものとする(電子メール及びFAXでの提出は受け付けない)。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「18 担当部局」に書類の到達の確認を行うこと。

### (3) 提出を求める企画提案資料の内容

#### ①企画提案概要書9部(正本1部、写し8部)

以下②の企画提案書を概要としてまとめた資料(文字サイズは12ポイント以上)

#### ②企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)

規格は日本産業規格のA4判(A3版による折り込み可)、両面印刷、長辺とじ、文字サイ

ズ12ポイント以上とし、ページ下部にページ番号を付すこと。

企画提案書には以下を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア 仕様書4（1）～（3）の実施にかかる企画内容

- ・ 具体的な着眼点や進め方、必要と考えられる情報や配慮すべき項目
- ・ ヒアリング調査等の候補や調査手法
- ・ 都市的土地利用計画の策定支援にかかる具体的な取組方針や構想のイメージ 等

イ 業務スケジュール

令和7年10月下旬の契約締結を前提に、当該業務を円滑に推進するための具体的なスケジュールを記載すること

ウ 業務の実施体制

- ・ 総括責任者、実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- ・ 業務に関連するその他の組織等との連携体制

エ 過去実績

過去に実施した調査業務等の類似業務の実績

オ その他の提案

その他契約額の範囲内で、本事業の目的を実現するため、追加提案があれば記載すること。

③見積書（任意様式）9部（正本1部、写し8部）

ア 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額とすること。

イ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳・根拠を可能な限り詳細に記載すること。

④提案事業者の概要書9部（正本1部、写し8部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。既存のパンフレットの提出でも可とする。

⑤参考資料9部（正本1部、写し8部）

その他、企画提案に関する有効な資料

（4）書面審査の実施

提出された企画提案資料の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和7年10月17日（金）に電子メールにて通知する。なお、申込数が10件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

（5）プレゼンテーション審査の実施

①開催日時

令和7年10月22日（水）（予定）

②開催場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁内会議室

### ③審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

### ④その他

ア 提出済みの企画提案書に基づく説明とし、内容の差異や追加記述は認めない。

なお、資料のスライド映写は行わないものとする。

イ プレゼンテーションの要否及び日時・方法は、令和7年10月10日（金）までに参加資格確認申請書の連絡先に電子メール等にて連絡する。

ウ プレゼンテーションの開催日時は、応募件数等の事情により変更になる場合がある。

## (6) 業務委託契約の締結

下記8による資格確認後、最優秀提案者と業務委託契約を締結する。

## 7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の評価項目により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

### (1) 目的適合性

- ・ 事業の目的や仕様書に合致した提案となっているか。
- ・ 仕様書で提示した内容を理解し、業務の成果を見込むことができる内容となっているか。

### (2) 企画性（傾斜配分×2）

- ・ 業務の目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。
- ・ 業務の目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

### (3) 計画性・業務遂行能力（傾斜配分×2）

- ・ 提案は実現可能な内容で、スケジュールは具体的か。
- ・ 組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ・ 限られた期間内での業務遂行のため、迅速かつ的確な対応が可能な体制か。

### (4) 専門性

- ・ 業務の実施に資する専門的知見を有し、本業務に生かす工夫がされているか。
- ・ 同様の業務経験があり、過去の経験を生かす工夫がされているか。

### (5) 経済性（傾斜配分×0.5）

- ・ 提案内容は、費用対効果の観点から合理的であるか。
- ・ 積算内訳・根拠が明記されており、妥当な価格か。

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者にあっては、県が別途指定する期限までに以下の書類について提出することと

し、資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- (3) 契約実績証明書(第6号様式)  
過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績の有無を記載すること。なお、契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

## 9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書および企画提案書の金額もしくは重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所(所在地)、商号または名称等を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 提出書類が提出期間外に提出されたとき。
- (8) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除(過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、

当該契約を履行した実績がある場合)については、8 最優秀提案者に提出を求める資料のうち契約実績証明書(第6号様式)で判断する。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課において行う。

## 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 12 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## 13 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 16 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

## 17 その他

- (1) 提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返還しないこととし、「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。ただし、公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、発注者の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとし、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。

なお、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (5) その他必要な事項は、規則の規定によるものとする。

## 18 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 小川、杉山

電話：059-224-2419 Email:shigen@pref.mie.lg.jp